予　算　要　求　資　料

令和８年度当初予算　　　　　　支出科目 款：民生費　項：国民健康保険費　目：国民健康保険指導費

事 業 名 国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
健康福祉部　国民健康保険課　国保支援係　　電話番号：058-272-1111(内3252)
E-mail：c11218@pref.gifu.lg.jp

１ 事 業 費　　　　　　　5,105 千円　（前年度予算額：　　　　3,003 千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財　源　内　訳							
		国　庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財　産 収　入	寄附金	その他	県　債	一　般 財　源
前年度	3,003	0	0	0	0	0	0	0	3,003
要求額	5,105	0	0	0	0	0	0	0	5,105
決定額	5,105	0	0	0	0	0	0	0	5,105

２ 要 求 内 容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

急速な少子高齢化による将来の医療費の増加が懸念される中、特定健康診査・保健指導の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。

※特定健康診査・特定保健指導とは

高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条に基づき、40歳以上75歳未満の被保険者に対して実施が義務付けられている健康診査及び保健指導

特定健康診査：糖尿病等生活習慣病に関する健康診査

特定保健指導：特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、医師や保健師等の保健指導の専門家が行う保健指導

（２）事業内容

国民健康保険法に基づき、岐阜県知事の認可を受けた県内の国民健康保険組合のうち、財政力の弱い（国が実施する直近の課税標準額調査における加入者１人当たり市町村民税課税標準額が150万円未満であることを基準とする）国民健康保険組合が実施する特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において補助率１／３の助成を行う。

（３）県負担・補助率の考え方
　補助率１／３の定率補助
　※国民健康保険法第75条の規定を根拠として、県は国民健康保険組合に対して補助を行うことができるとされている。
　県民の健康増進を図る観点から、予算の範囲内で市町村国保に対する補助と同程度の助成を行う。

（４）類似事業の有無
　特別交付金（特定健康診査等負担金分）：国民健康保険法に基づき市町村の特定健診等に要した経費に係る交付金。
【負担割合】国１／３、県１／３、市町村１／３

３ 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	5,105	特定健康診査及び特定保健指導：5,105千円
合計	5,105	

決定額の考え方

４ 参 考 事 項

（１）各種計画での位置づけ
・第８期岐阜県保健医療計画
・第４次ヘルスプランぎふ２１
・第４期医療費適正化計画
　において、特定健康診査受診率70%、特定保健指導実施率45%が目標値として設定されている。

（２）国・他県の状況
　国：国民健康保険組合が行う特定健診等に要する費用について、予算の範囲内で１／３を補助。
他県状況：12都道府県で国民健康保険組合が行う特定健診等に要する費用について補助を実施。うち７都道府県で特定健康診査・特定保健指導に係る補助を実施。

（３）後年度の財政負担
　特定健診等の対象者数や実施率の影響を受けるため、補助金額は増減する場合がある。

（４）事業主体及びその妥当性
　県は県内住民の健康増進を推進する観点から、市町村国保のみならず財政力の弱い国民健康保険組合においても国と同様に財政支援を行うことが求められる。

県単独補助金事業評価調書

□	新規要求事業
■	継続要求事業

（事業内容）

補助事業名	国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金
補助事業者（団体）	財政力の弱い県内の国民健康保険組合 （理由）　国民健康保険法に基づき県の認可を受けた国民健康保険組合のうち、財政力が弱い国民健康保険組合は、特定健診等に要する費用を保険料に転嫁することが困難であるため。
補助事業の概要	（目的）特定健診等の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。 （内容）　国民健康保険組合が実施する特定健診等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助率１／３の助成を行う。
補助率・補助単価等	定額・**定率**・その他（例：人件費相当額） （内容）　補助率１／３ （理由）　国民健康保険法第75条の規定を根拠として、県は国民健康保険組合に対して補助を行うことができるとされている。県民の健康増進を図る観点から、予算の範囲内で市町村国保に対する補助と同程度の補助を行う。
補助効果	特定健診等の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって県民の高齢期における医療に要する費用の適正化に寄与する。
終期の設定	終期：令和11年度 （理由）　県における各種計画のうちの１つである第４次岐阜県医療費適正化計画の最終年度にあたるため。

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

第４次岐阜県医療費適正化計画に基づき、令和11年度の終期までに特定健康診査受診率を70％、特定保健指導実施率を45％に達成できるよう補助を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前（R4）	R6年度実績	R7年度目標	R8年度目標	終期目標（R　）	
						達成率
①特定健診受診率（％）	57.5	55.8	63.9		70	80%
②特定保健指導実施率（％）	44.6	56.2	55.7		45	125%

補助金交付実績（単位：千円）	R4年度	R5年度	R6年度
			1,745

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	・取組内容と成果を記載してください。
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ ％
令和5年度	・取組内容と成果を記載してください。
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ ％
令和6年度	財政力が弱く、特定健診等に要する費用を保険料に転嫁することが難しい岐阜県建設国民健康保険組合に予算の範囲で1,745千円の助成を行い、特定健診等の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を図った。
	指標① 目標：70％ 実績：55.8％ 達成率：80 ％
	指標② 目標：45％ 実績：56.2％ 達成率：125％

（事業の評価）

・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） ３：増加している ２：横ばい １：減少している ０：ほとんどない	
（評価） ３	特定健診等の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることができる。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ３：期待以上の成果あり（単年度目標100％達成かつ他に特筆できる要素あり） ２：期待どおりの成果あり（単年度目標100％達成） １：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100％） ０：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50％未満）	
（評価） ２	特定健診受診率は低下したものの、特定保健指導の実施率は向上し手織り、目標も達成していることから事業の有効性は評価できる。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ２：上がっている １：横ばい ０：下がっている	
（評価） ２	財政力の弱い国民健康保険組合に対し、特定健診等の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、被保険者の医療に要する費用の適正化を図ることで国民健康保険事業の効率化が図られている。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

県において急速な少子高齢化による将来の医療費の増加が懸念される中、医療費の適正化を図るために特定健診等の受診率を向上させる取組みが必要である。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

財政力の弱い国民健康保険組合が特定健診等の受診率を向上させるためには、継続的な支援が必要である。